



2016年1月27日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦1-1-1
代表者名 代表執行役社長 室町 正志
(コード番号: 6502 東、名)
問合せ先 広報・IR室長 長谷川 直人
Tel 03-3457-2100

課徴金の納付等に伴う元役員に対する損害賠償請求訴訟に係る請求拡張の申立て等
について

当社は、2015年12月25日付「金融庁による課徴金納付命令の決定について」においてお知らせしておりますとおり、2015年12月24日付で金融庁長官から課徴金納付命令の決定を受け、その送達を受けており、本日、課徴金納付命令決定及び納付告知書に従い、73億7,350万円の課徴金を国庫に納付いたしました。

また、当社は、2015年11月に会計監査人から過年度決算修正に係る監査作業（2015年8月～9月発生分）についての報酬（以下「本報酬」といいます）の請求を受けたため、同12月に会計監査人に対し請求額20億7152万6400円を支払いました。

上記課徴金及び本報酬に相当する額の損害が、元役員に対する損害賠償請求訴訟において請求すべき当社の新たな損害として発生したため、訴訟提起時の請求額3億円に加え、これらの新たな損害につき、各被告の任務懈怠との相当因果関係が認められる範囲内で、以下のとおり、西田厚聰、佐々木則夫、田中久雄、村岡富美雄、久保誠の5氏（以下「被告ら」といいます）に対して請求することとし、本日、請求拡張の申立てを行いましたので、お知らせします。裁判所が当社の請求を全部認容した場合、当社が支払を受ける金額は32億円となります。

また、併せて不適切会計に関連する当社のその他の訴訟の状況についてもお知らせします。

記

1. 拡張した請求額

- ① 課徴金に係る請求拡張の申立ての概要（詳細は、添付別表1をご参照願います）(*1):
 - (1) 被告西田氏:
佐々木氏、田中氏、村岡氏との連帯債務として、15億円の支払を請求しました。
 - (2) 被告佐々木氏:

その他の被告ら4氏との連帯債務として、合計26億円の支払を請求しました。

(3) 被告田中氏：

その他の被告ら4氏との連帯債務として、合計25億円の支払を請求しました。

(4) 被告村岡氏：

その他の被告ら4氏との連帯債務として、合計23億円の支払を請求しました。

(5) 被告久保氏：

その他の被告ら4氏との連帯債務として、合計11億円の支払を請求しました。

- (*1) (1)有価証券報告書の虚偽記載が発生した決算期、及び、(2)役員責任調査委員会の報告書において被告各氏にそれぞれ任務懈怠が認められたと報告され、本件訴訟の対象となっている事案（以下「対象事案」といいます）に応じて、連帯対象者及び人数が異なります。なお、対象事案となっている不適切会計処理は、工事進行基準案件3件における損失引当金の計上、Buy-Sell取引における利益の計上及び不適切なキャリーオーバーの実施です。

② 本報酬に係る請求拡張の申立ての概要（詳細は、添付別表2をご参照願います）：

被告ら5氏に対し、連帯債務として1億円の支払を請求しました。なお、佐々木氏、田中氏及び久保氏に対しては、各氏の関与度等を考慮し、当該1億円に2億円を加え、連帯債務として合計3億円の支払を請求しました。

③ 特記事項：

- (1) 上記の拡張した請求額は、当社が2015年11月7日の訴訟提起時に損害額の内金として連帯して請求した3億円に追加しての請求となります。当該3億円の請求につきましては2015年11月7日付「役員責任調査委員会の調査報告書の受領及び当該元役員に対する損害賠償訴訟の提起並びに米国における訴訟等に関するお知らせ」においてお知らせしたとおりです。
- (2) 上記の請求は、被告5氏の連帯債務として請求するものであり、裁判所が当社の請求を全部認容した場合の当社が支払を受ける金額は、上記(1)の内金3億円を加え32億円となります。詳細は、以下のとおりです。

請求根拠	請求対象者（連帯債務として請求）	金額
課徴金	西田氏、佐々木氏、田中氏、村岡氏	15億円
	佐々木氏、田中氏、村岡氏、久保氏	8億円
	佐々木氏、田中氏、久保氏	2億円
	佐々木氏、久保氏	1億円
本報酬	西田氏、佐々木氏、田中氏、村岡氏、久保氏	1億円
	佐々木氏、田中氏、久保氏	2億円
2015年11月7日付訴状記載の請求済金額	西田氏、佐々木氏、田中氏、村岡氏、久保氏	3億円
	合計	32億円

2. 請求の拡張における基本的考え方は、以下のとおりです。

- ① 本件訴訟は、今回の不適切会計問題に起因して会社に発生した損害のうち、被告らが不適切な会計処理に関与しその任務を懈怠したことと法的に相当因果関係が認められる範囲内にあるものについて賠償を請求するものです。当社監査委員会といたしましては、対象事案が不適切会計問題全体において占める割合（以下「影響度」といいます）を勘案して相当因果関係が認められる損害の範囲を判断し、これに基づき請求額を算定することが適切と判断しました。課徴金及び本報酬の全額相当額を請求しなかったのは、今回の不適切会計問題が被告らに任務懈怠があった対象事案以外の事案・要因にも及んでおり、対象事案との相当因果関係の範囲内で請求するのが妥当であるためです。
- ② 課徴金は、当社が発行した社債の発行登録追補書類である2009年度、2011年度及び2012年度有価証券報告書並びに当社が継続開示書類として発行した2011年度及び2012年度有価証券報告書において純利益が嵩上げされて記載されている点に虚偽記載が存在することを理由として課せられたものですが、上記嵩上げは、対象事案以外の案件を含む複数の不適切会計により営業利益が嵩上げされたために生じたものでありますので、対象事案により嵩上げされた営業利益額の割合を勘案して各対象事案の影響度を算定し、それに基づき、各被告の関与に応じて請求額を決定しました。
- ③ 本報酬は、今回の不適切会計問題に起因する過年度決算修正のために行った監査により発生したものです。対象事案以外の案件を含む過年度決算修正の原因となったすべての事案数にそれぞれの事案の修正年度数を乗じた数の合計を監査のために要した総工数とし、被告ら5氏に任務懈怠が認められる対象事案について同様の方法により算出した工数の総工数に対する割合等を考慮して、請求額を決定しました。

当社は、今後も本件訴訟に関して公表すべき事項がある場合には、適時適切に開示いたします。

3. その他の訴訟の状況について

既にお知らせしております米国における集団訴訟の他に、当社の不適切会計により株価が下落し損害を被ったとして、損害賠償を請求する訴訟が国内で提起されており、当社に対して訴状が2件送達されています。原告はそれぞれ1名、45名であり、いずれも大阪地方裁判所で提起され、その訴額は約5,600万円、約1億7300万円でありま

以上

別表1 - 課徴金に係る被告別の請求額の内訳

被告名	拡張した請求額	<請求内訳>	
		他の被告との連帯関係及び連帯して支払うべき金額	
西田氏	15億円	佐々木氏、田中氏、村岡氏	15億円
佐々木氏	26億円	西田氏、田中氏、村岡氏	15億円
		田中氏、村岡氏、久保氏	8億円
		田中氏、久保氏	2億円
		久保氏	1億円
田中氏	25億円	西田氏、佐々木氏、村岡氏	15億円
		佐々木氏、村岡氏、久保氏	8億円
		佐々木氏、久保氏	2億円
村岡氏	23億円	西田氏、佐々木氏、田中氏	15億円
		佐々木氏、田中氏、久保氏	8億円
久保氏	11億円	佐々木氏、田中氏、村岡氏	8億円
		佐々木氏、田中氏	2億円
		佐々木氏	1億円

別表2 - 本報酬に係る被告別の請求額の内訳

被告名	拡張した請求額	<請求内訳>	
		他の被告との連帯関係及び連帯して支払うべき金額	
西田氏	1億円	佐々木氏、田中氏、村岡氏、久保氏	1億円
佐々木氏	3億円	西田氏、田中氏、村岡氏、久保氏	1億円
		田中氏、久保氏	2億円
田中氏	3億円	西田氏、佐々木氏、村岡氏、久保氏	1億円
		佐々木氏、久保氏	2億円
村岡氏	1億円	西田氏、佐々木氏、田中氏、久保氏	1億円
久保氏	3億円	西田氏、佐々木氏、田中氏、村岡氏	1億円
		佐々木氏、田中氏	2億円